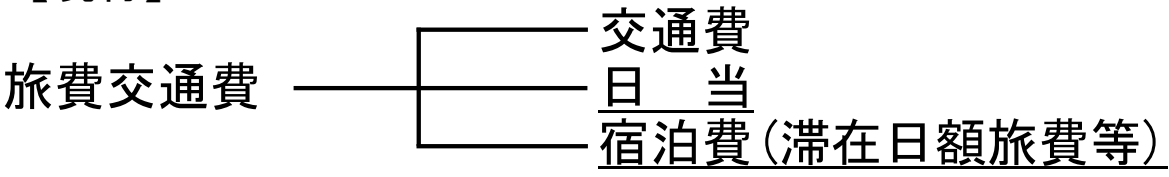
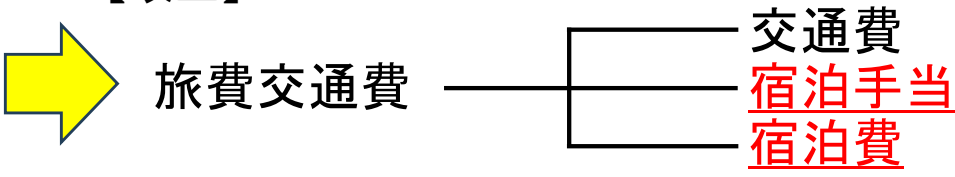


○ 国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、旅費交通費積算要領を改正。

【現行】



【改正】



○ 宿泊手当

宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は国家公務員等の旅費支給規程で定める一夜当たりの金額とする。

○ 宿泊費

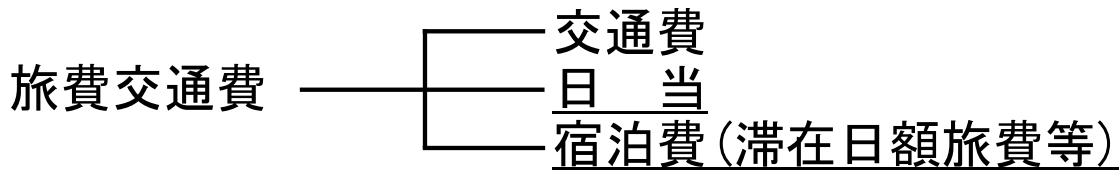
宿泊費は旅行中宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程で定める額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

宿泊費及び宿泊手当に要する費用については、当初は計上しない。

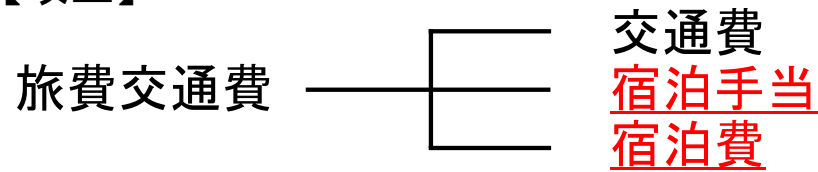
受注者から宿泊情報が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

なお、設計変更における宿泊費及び宿泊手当については、落札率を乗じない額により積算する。

【現行】



【改正】



- 日当
作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な費用
2,200円/日
※移動に要する日が0.5日未満で昼食を要しない場合は1/2の額(1,100円)を計上
- 宿泊費 (滞在日額旅費等)
職種に応じた普通旅費及び滞在日額旅費
5,930円～13,100円
例えば、技師 A (6 級相当、乙地方) 9,800円
技師長 (9 級相当、甲地方) 13,100円
※泊数に応じて定額計上



- 宿泊手当
宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用
2,400円/日
内訳 朝 食 800円
夕 食 800円
諸雑費 800円
※宿泊に朝食、夕食が含まれている場合は減額計上
- 宿泊費
地域の実情を勘案して定める額 (宿泊基準額)
8,000円～19,000円
例えば、福島県、山口県 8,000円
東京都、京都府等 19,000円
※宿泊基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を計上。なお、予約時点で最安金額が確認できる資料及び宿泊情報 (例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書) が分かる資料の提出が必要。

適用スケジュール

令和7年度積算基準等改定内容については、令和7年4月1日以降に契約に係る案件から適用する。

なお、旧基準に基づき予定価格を作成し、令和7年4月1日以降に契約する案件については、契約後に新基準に基づき契約変更が可能。

※旅費交通費積算要領の改正についても、同様の対応

